

自動車事故からあなたを守る

県共済の

自動車事故費用共済制度

まごころ共済

任意保険に関係なく
契約者（あなた）へお支払い
わずかな掛金でもうひとつの安心！！



お問い合わせ・お申し込みは

鹿児島信用金庫

〒892-8586 鹿児島市名山町1-23
TEL:(099)223-0141
<http://kashin.co.jp/>

(有)鹿児島ハッピー商事

〒892-0815 鹿児島市易居町9-6
TEL:(099)222-4882

引受共済組合

鹿児島県火災共済協同組合

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1
TEL:(099)225-4218 FAX:(099)227-3595
<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai/>

まさかの自動車事故にまごころ共済 あなたにしっかり役立つ

まごころ共済は、あなた(契約車両)が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。
特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担(死亡事故なら香典・葬儀費用、ケガの場合ならお見舞いの費用、その他様々な費用)を速やかに軽減できるよう、まごころ共済が相手側のケガによる入通院や死亡・後遺障害に応じた共済金をすべてあなたにお支払いし、自賠責や自動車保険では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「誠意」をしっかりサポートします。

自動車事故時の契約者(あなた)と同乗者のケガと死亡の補償

① 死亡	300万円	② 後遺障害	12~300万円
③ 入院 1日目から	日額 1人あたり 4,500円	④ 通院 1日目から	日額 1人あたり 2,250円

※①~④は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※①②はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
※③④は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。※③④は1事故最高365日まで対象になります。

自動車事故時の相手のケガと死亡の補償

⑤ 死亡	最高 300万円	⑥ 死亡一時金 (初期対応費用)	30万円
⑦ 後遺障害	最高 12~300万円	⑧ 合計3日以上の入通院	30,000円
⑨ 入院 1日目から	日額 1人あたり 4,500円	⑩ 通院 1日目から	日額 1人あたり 2,250円

※①~④は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※⑤~⑦はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。
※⑧~⑩は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。⑨⑩合計のお支払い額が3万円を超えるとき、⑧のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※⑤⑦⑨⑩はそれぞれの上記の額を限度に、実際の経済的負担額をお支払いします。※⑨⑩は対象者ごとに最高365日(実入通院日数)まで対象となります。

相手の財物の損害に対する補償

⑪ 対物担保特約
相手側に2万円以上の負担が生じたとき 30,000円

※契約車両に過失がない場合はお支払いしません。※共済期間内で1回のみ
※ご契約者側の損害は対象になりません。

自動車保険とは異なります



☆自動車事故のとき、契約者(+同乗者)のケガと死亡の補償はもちろん、事故(特に加害事故)の際に発生するさまざまな経済的負担から、契約者をお守りする県共済オリジナルの共済です。

上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払します。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てんなど、事故の状況にあわせてまごころ共済の共済金を有効にご活用ください。

補償の対象となる運転者の範囲

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
①共済契約者	○	○	○
②共済契約者の同居の親族	×	○	○
③共済契約者が雇用している者	○	○	-
④①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

補償期間について

初回のお申し込み時、補償(共済責任)は申込日翌月28日の0時に始まり、翌年の申込月末日の24時に終わります。
次回以降のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の0時から1年間です。
※振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。

例)6月10日にお申し込みいただく場合

申込日	引去日	共済期間	補償終了
6/10	7/27 7/28(0時)補償開始	8/1	翌年7/31 (24時)

車種別共済掛金一覧表

車種番号	車種名	ナンバープレート	月掛掛金	年掛掛金
①	自家用乗用自動車	30~36・51~59 300~399・500~599 801・831	1,000円	10,000円
②	自家用軽乗用自動車	50・53・57・560 580~589・591・592 593・596	550円	5,500円
③	自家用普通貨物自動車(2t超)	11・22・88・100~199 200・227・230・800~899	1,750円	17,500円
④	自家用普通貨物自動車(2t以下)	11・88 100~199・800~899	1,450円	14,500円
⑤	自家用小型貨物自動車	44~47・88 400~499・800~899	1,000円	10,000円
⑥	自家用軽貨物自動車	40~43・48・80・88 480~486・880・883	550円	5,500円

※車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。※③④の重量は最大積載量です。※一部の自家特種用途自動車はご加入いただくことができます。詳しくは取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

●お引き受け可能なナンバープレートの一例(自家用自動車)



●お引き受けできないナンバープレートの一例(営業用自動車)



共済金はこんな時にお支払いします

お支払い事例①



衝突事故を起こして…

- 相手の車両損害が2万円以上あり、運転手と同乗者がそれぞれ30日入院と、自分が20日入院した場合

相手側

①4,500円×2名×30日=270,000円
(支払限度額)

契約者側

②4,500円×1名×20日= 90,000円
(定額払い)

支払共済金額

①270,000円(入院臨時費用共済金3万円を含む)
を支払限度額として契約者が負担した実費
+②90,000円(定額払い)
+③30,000円(対物担保特約)
(①+②+③をお支払いします)

お支払い事例②



自損事故を起こして…

- 自分と同乗者がそれぞれ60日入院と、30日通院した場合

契約者側

①入院
4,500円×2名×60日=540,000円

②通院
2,250円×2名×30日=135,000円

支払共済金額

①+②=675,000円(定額払い)を
お支払いします。

お支払い事例③

自分が追突を受けて



- ※全く契約者に過失がない場合
- 自分と同乗者がそれぞれ20日入院と、10日通院した場合

契約者側

①入院
4,500円×2名×20日=180,000円

②通院
2,250円×2名×10日= 45,000円

支払共済金額

①+②=225,000円(定額払い)を
お支払いします。

出資金について

県共済は中小企業のための共済の協同組合です。組合員に該当する方で初めて県共済にご加入いただく場合は100円以上のご出資をいただいたうえでご加入ください。
(すでにご出資いただいている場合は不要です。)

共済金をお支払いできない主な場合

- ・運転者・傷害を被った者、共済契約者または共済金受取人の故意
- ・無免許運転、酒気帯び運転等または麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車運転中に生じた事故による①～④の共済金
- ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・地震・噴火・津波・台風・洪水・高潮によるとき
- ・原因がいかなるときも、傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

ご契約時にお申し出いただく事項

申込書は正確にご記入ください。記載事項が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

ご契約後にお申し出いただく事項

ご契約内容に変更が生じたとき、取扱代理所または県共済までご連絡ください。特に車両の変更をされる場合はご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合………掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

掛金のお支払いは便利な口座振替で(自動更新)

初回お申し込み時、お申込日の翌月の27日にお支払いいただきます。
ご継続の場合、ご継続の前月の振替日にお支払いいただきます。(月払の場合、ご継続月の前月の27日から毎月月額掛金をお支払いいただきます。)
満期日の2週間前までにお申し出をいただかないかぎり、前回と同じ内容による自動更新となりますので便利です。

個人情報への取扱いについて

県共済は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、県共済の取扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先等に提供を行います。
詳しくは県共済ホームページをご覧ください。か、県共済までお問い合わせください。

クーリングオフ

共済期間が1年の自動車事故費用共済は、クーリングオフの対象となりますのでご注意ください。
詳しくは、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

このパンフレットについて

「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。
このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等にてご確認ください。
また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は県共済との委託契約に基づき、共済契約の締結・掛金の領収・掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

ご注意

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答頂く義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。
- 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合は、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。